

外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律第七条に規定する外国人観光旅客利便増進措置に関する基準案について(概要)

平成 30 年 8 月
国土交通省

1. 背景

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 15 号。以下「改正法」という。)により、公共交通事業者等の努力義務の範囲が拡充され、改正法による改正後の外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成 9 年法律第 91 号。以下「法」という。)第 7 条の規定に基づき、公共交通事業者等は、従来の外国語等による情報の提供に加え、インターネット環境の整備、トイレの洋式化等の外国人観光旅客利便増進措置を講ずるよう努めなければならないとされた。

法第 7 条において、公共交通事業者等は、観光庁長官の定める基準に従い、外国人観光旅客利便増進措置を講ずるよう努めなければならないとされているところ、改正法における第 7 条改正規定の施行に際して、法第 7 条に規定する「観光庁長官が定める基準」を定める必要がある。

このため、「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律第七条に規定する外国人観光旅客利便増進措置に関する基準」を制定するものである。

2. 概要

以下に掲げる各項目について外国人観光旅客利便増進措置に関する基準を定めることとし、その内容は公共交通事業者等が今後達成すべきと考えられるサービス水準とする。

(参考:別添「【参考資料】外国人観光旅客利便増進措置に関する基準(案)概要」)

- ・外国語等による情報の提供
- ・災害等の異常時における情報の提供
- ・インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を可能とするための措置(公衆無線 LAN の整備)
- ・座便式の水洗便所の設置(トイレの洋式化)
- ・クレジットカードによる支払を可能とした券売機等の設置
- ・交通系ICカード利用環境の整備
- ・車両内における荷物置き場の設置
- ・インターネットによる予約環境の整備

3. 今後のスケジュール(予定)

公布 : 平成 30 年 10 月中旬

施行 : 平成 30 年 10 月中旬

※改正法における第 7 条改正規定の施行については、公布の日(平成 30 年 4 月 18 日)から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日とされている。